

令和4年度

包括外部監査結果報告書

及びこれに添えて提出する意見

東大阪市の市税の賦課徴収等に係る
財務事務の執行及び管理の状況について

【概要版】

東大阪市包括外部監査人

公認会計士 里見 優

目 次

第1 包括外部監査の概要（報告書本編6頁）	5
1. 監査の種類	5
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	5
(1) 監査の対象	5
(2) 監査対象期間	5
3. 監査対象	5
4. 監査の実施期間	5
5. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由	5
6. 監査の実施者	8
7. 利害関係	8
8. 指摘事項の記載方法.....	9
(1) 「監査の結果」と「意見」	9
(2) 表記の方法	10
第2 監査の方法及び手続並びに監査の結果について（報告書本編37頁）	11

- 本報告書は「令和4年度包括外部監査結果報告書及びこれに添えて提出する意見」（以下、報告書本編という。）を要約した【概要版】であり、詳細については報告書本編を参照されたい。

第1 包括外部監査の概要（報告書本編6頁）

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

（1）監査の対象

「東大阪市の市税の賦課徴収等に係る財務事務の執行及び管理の状況について」

（2）監査対象期間

原則として令和3年度

ただし、必要に応じて過年度及び令和4年度の一部についても監査対象とした。

3. 監査対象

市税の賦課徴収等に係る事務を実施している税務部、市民生活部市民生活総務室（各行政サービスセンターを含む。）

4. 監査の実施期間

令和4年7月1日より令和5年3月27日まで

5. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

東大阪市において市税は最も重要な歳入の一つであり、過去3年においては下表のとおり推移している。令和2年度には、新型コロナウイルス感染症対策関連事業の実施にあたって対応する財源である国庫支出金が578億6,119万円増加したことから市税の歳入全体に占める割合は低下した。しかしながら、一時的な要因によるものであり、依然として市税が歳入全体に占める割合は高い水準であり、かつ東大阪市にとっては貴重な自主財源であることに変わりない。

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	金額 (千円)	%	金額 (千円)	%	金額 (千円)	%
市税	77,047,930	37.7	79,651,128	38.6	77,710,422	30.0
地方譲与税	756,054	0.4	769,847	0.4	804,676	0.3
地方交付税	20,023,576	9.8	20,170,254	9.8	20,160,144	7.8
交付金	10,767,590	5.3	10,712,552	5.2	12,695,613	4.9
国・府支出金	62,218,975	30.4	63,710,484	30.8	122,799,919	47.5
市債	19,752,500	9.7	14,836,500	7.2	10,692,900	4.1
その他	13,886,076	6.8	16,756,887	8.1	13,814,369	5.3
一般会計 歳入合計	204,452,701	100.0	206,607,652	100.0	258,678,043	100.0
普通会計 歳入合計	205,185,448		207,461,906		259,651,004	

(資料) 各年度 東大阪市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書より監査人作成

また、東大阪市が行財政改革の推進のために策定した、行財政改革プラン 2020 においても、「2. 持続可能な財政運営」において、市税の収入率目標管理が項目として取り上げられている。その内容は、令和 2 年度から令和 6 年度における年間目標収入率 99.4%とするものである。少子高齢化等による社会保障関連の歳出増加や人口減少により、今後市民サービスを維持しつつ財源を確保していくためには、継続的に市民の税負担の公平性を前提とし徴収率の向上を図るとともに、効果的かつ効率的に徴税事務を行うことが重要である。以上のことから、東大阪市においても持続可能な財政運営の視点からさらなる改革が必要と考えている市税について着目することに意義がある。

上記の理由から、包括外部監査人が税務部の税制課、市民税課、固定資産税課及び納税課に対して予備調査にて、市税の賦課、徴収、債権管理に係る全般的なヒアリングを行ったところ、賦課・調定、減免、請求、督促、収納・回収、時効管理・滞納処分、個人情報管理、情報処理システム及び未収金管理等、包括外部監査において、3E（経済性、効率性、有効性）及び合規性の観点から検証すべき点が多いと認められた。

また、平成 22 年度に「未収金に係る財務事務の執行について」を特定の事件として包括外部監査が実施されているものの、東大阪市の包括外部監査において市税が単独で監査テーマとして取り上げられたことはない。市税は最も重要な歳入の一つであり自主財源でもあるため、包括外部監査人及び監査補助者が有する税務に関する知識や実務経験を活用し、客観的に監査する必要性が高いと考えた。また、平成 22 年度の包括外部監査における市税の未収金に関する指摘事項について、適切に措置が図られたか、検証する必要がある。

以上を受けて、東大阪市の市税の賦課徴収等に係る財務事務の執行及び管理の状況について監査テーマとするものである。

なお、対象とする税目については、網羅性の観点から税務部で所管する全ての税目（個人市民税、法人市民税、固定資産税及び都市計画税、市たばこ税、事業所税、軽自動車税、入湯税）とする。

6. 監査の実施者

包括外部監査人 公 認 会 計 士 里 見 優

補 助 者

〔 公 認 会 計 士 システム監査技術者 〕	濱 田 善 彦
	公 認 会 計 士 岡 田 健 司
	公 認 会 計 士 藤 原 良 樹
	公 認 会 計 士 赤 坂 純 平
	公 認 会 計 士 岡 本 真 理 子
	公 認 会 計 士 試 験 合 格 者 富 岡 な つ き
	公 認 会 計 士 試 験 合 格 者 日 高 空
	弁 護 士 竹 村 正 樹
	事 務 ス タ ッ フ 浦 川 夕 里 英

7. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした特定の事件について、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

8. 指摘事項の記載方法

(1) 「監査の結果」と「意見」

包括外部監査は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査をするものである（地方自治法第252条の37第1項）。包括外部監査を実施するにあたっては、これらの事務の執行や事業の管理が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうか、特に、意を用いなければならないものとされている（地方自治法第252条の37第2項）。

そこで、地方自治法の規定並びに「地方公共団体の外部監査人のための外部監査のガイドライン及びQ&A」（公会計委員会研究報告第26号、日本公認会計士協会、令和2年2月20日）3-2-2に従い、結論部分の記載において「監査の結果」（本文の表記上は単に「結果」と「意見」と見出しを付け、次のように区分した。

監査の結果	①合規性（準拠性） ¹ 、②3E（経済性・効率性・有効性） ² 、③公益性（公共性） ³ 、④公平性・透明性 ⁴ の観点から、是正・改善を求めるもの。
意見	監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、東大阪市の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと。

¹ 合規性（準拠性）とは、事務が法令等にしがって適法に行われているかどうかをいう。包括外部監査の態様が、包括外部監査導入以前に監査委員が行ってきた地方自治法第199条第1項に定める財務に関する事務の執行の監査のうち同条第5項に定める随時監査に類することから、包括外部監査は合規性の観点をより重視して監査を実施するものである。

² 経済性とは、事務が経済的に行われ無駄がないかという視点をいう。効率性とは、事務が効率的に行われ生産性が高いかという視点をいう。有効性とは、事務が所期の目的を達成し効果を上げているかという視点をいう。本文に記載したとおり、包括外部監査を実施するにあたっては、包括外部監査対象団体の事務の執行や事業の管理が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうか、特に意を用いなければならない。そこで、地方自治法第2条第14項及び第15項に規定する経済性、効率性、有効性の観点にも重きをおいて監査を実施するものである。

³ 公益性（公共性）とは、対象事業に公益上の必要性はあるかという視点をいう。地方自治法第232条の2において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができることと定められていることから、特に補助金にかかわる監査の視点として重要である。

⁴ 公平性とは、事務執行が公平になされているかという視点をいう。地方自治法上の根拠条文はないが、事業の対象が特定の市民・団体に偏重し長期化すれば、既得権益となるおそれがあるため、公平性に重きをおいて監査を実施するものである。透明性は、市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているかという視点である。地方自治法上の根拠条文はないが、地方自治体が説明責任を果たすという観点から透明性もまた監査の視点として求められるものである。

(2) 表記の方法

「監査の結果」と「意見」を特に端的に表現している箇所に対して下線を引いた。また、結論部分の末尾には、()で「結果」(監査の結果)若しくは「意見」と明示したうえで、通番を付し、事後的に措置状況を検証しやすいようにした。

第2 監査の方法及び手続並びに監査の結果について（報告書本編 35 頁）

監査の結果及び意見については、税務部全体で対処が求められるものと、各税目あるいは各課において対処が求められるものとに分かれる。

令和4年度において包括外部監査を実施した結果、今後適切な措置を求めるものとして検出した監査の結果は、次のとおりである。結果に関する事項を4件、意見に関する事項を27件、合計31件の指摘事項を検出した。

監査の方法及び手続を含め税務部全体で対処が求められるものに関する監査の結果についての詳細は報告書本編第3.2（報告書本編43頁）、監査の方法及び手続を含め各税目あるいは各課において対処が求められるものに関する監査の結果についての詳細は報告書本編第3.3（報告書本編51頁）以降を参照されたい。

結果又は意見番号	所管課	税目	指摘内容	報告書本編頁
意見1	税務部全体	—	税務部として統一し共有された目標でなくとも、税務部各課が主体的にPDCAサイクルを整備して運用するための目標が定められているべきである。定量的かどうかにかかわらず、何らかの業務改善を図るための目標が全ての課で適切に設定されているかどうかについて再度点検すべきである。	49頁
意見2	税務部全体	—	市民サービスの向上と安定して一貫性のある業務を遂行するために、行政サービスセンターから問い合わせを受けた事項について個々に記録を残して担当者間の連絡引継が可能となるような書類の整備をするべきである。	50頁
意見3	税制係	たばこ税	過去に、納税義務者に対する調査（地方税法第470条）が実施されたことはない。市としてはどういった場合に実施するかを事前に検討しておくことが望まれる。	74頁
意見4	税制係	たばこ税	国や大阪府がどういったサイクルで検査や調査を実施しているのかについて把握しておく必要がある。	74頁
意見5	税制係	入湯税	納税義務者の範囲（宿泊の取扱いも含	78頁

			む。)、課税免除の範囲を再考のうえ明確にするべきである。	
意見 6	税制係	入湯税	これらの内容を条例、規則、取扱要綱等に明記することも検討する必要がある。	78 頁
意見 7	税制係	入湯税	物価の上昇等の経済環境や時代の変化等にも鑑み課税免除の金額的根拠について再度検討し明確化するべきである。	78 頁
意見 8	税制係	入湯税	過去に、入湯税の特別徴収義務者に対しての調査(地方税法第 701 条の 5)が実施されたことはない。どういった場合に実施することが必要なのかも含めて、調査の実施の要否について毎年度事前に検討しておくことが必要である。また、適正な申告が行われることを確保するための牽制として、一定頻度での調査の実施を検討することが望まれる。	78 頁
意見 9	税制係	入湯税	漏れなく入湯税を課税し課税の公平性を維持するためにも、市内の浴場を一覧化しその検証の形跡を残すべきである。	78 頁
意見 10	法人市民税係	法人市民税	申告の勧奨をするその時点でのリストに基づき都度の確認を行ってはいるものの、時系列で法人市民税の申告漏れあるいは未申告に関するフォロー状況を一元管理することができていない。これにより市税の適正かつ公平な課税の推進につながるため、申告漏れあるいは未申告に関するフォロー状況を一元管理すべきである。	89 頁
意見 11	法人市民税係	法人市民税	マニュアルは既に実務に従事する者向けに手順を列記した 2 頁程度の簡易的なものであり、具体的な手順や、どのように確認や調査・照会等を行えばよいかが示されていない。ノウハウや経験を継承し担当者の変更等に備えるとともに、属人的ではなく組織的かつ継続的な手続の実施を確立維持するためにこれらの内容を織り込んだ詳細なマニュアルを整備すべきである。	89 頁
意見 12	法人市民税係	事業所税	申告の勧奨をするその時点でのリストに基づき都度の確認を行ってはいるものの、	94 頁

			時系列で事業所税の申告漏れあるいは未申告に関するフォロー状況を一元管理することができていない。これにより市税の適正かつ公平な課税の推進につながるため、申告漏れに関するフォロー状況を一元管理すべきである。	
意見 13	法人市民税 係	事業所税	過去から事業所税の納税義務者に対しての調査（地方税法第 701 条の 35）を不定期に実施してはいるものの、どのようなケースで調査を実施するかが明確に定まっていない。どういった場合に地方税法上の調査を実施することが必要となるのかも含めて、調査の実施の要否について事前に検討しておくことが必要である。限られた人員で業務を遂行しておりマンパワーに限りがあるとはいえ、適正な申告が行われることを確保するための取り組みとして、一定頻度での調査の実施を検討すべきである。	95 頁
意見 14	法人市民税 係	事業所税	マニュアルは既に実務に従事する者向けに手順を列記した 4 頁程度の簡易的なものであり、具体的な手順や、どのように確認や調査等を行えばよいかを示されていない。法人市民税係が現在自主的に行っているような、申告内容が大きく変動したときには納税義務者に電話連絡等を行うことを含めるとともに、ノウハウや経験を継承し担当者の変更等に備えるとともに、属人的ではなく組織的かつ継続的な手続の実施を確立維持するためにこれらの内容を織り込んだ詳細なマニュアルを整備すべきである。	95 頁
意見 15	軽自動車税 係	軽自動車税	USB の使用については、東大阪市情報セキュリティポリシーにおいて認められており、所管課も東大阪市情報セキュリティポリシーに即した取り扱いを行ってはいないものの、個人情報の取り扱いを行う以上、情報漏洩リスクを最小限に抑える必要が	109 頁

			あるため、例えば、使用する端末を隣同士に並べ、物理的距離を極力なくし、紛失リスクを最小限にしたうえで作業を行う方法等を幅広く検討すべきである。	
意見 16	市民税課	個人市民税	8月時点までの未申告者への申告書発送を行っているが、それ以降は申告を促すことは特にしていない。未申告者については、非課税であるとの明確な根拠はなく、課税所得があるにも関わらず、申告していない可能性があるため、課税の公平性及び税収確保の観点から、未申告者に係る実態調査を実施すべきである。また、8月時点までの未申告者に関する申告書発送について、効果を測定するため未申告者の申告状況について、分析調査を行うべきである。	135 頁
意見 17	市民税課	個人市民税	令和3年度中、市民生活部医療保険室保険料課からデータを入手する際に、USB を利用していた。USB の使用については、東大阪市情報セキュリティポリシーにおいて認められており、所管課も東大阪市情報セキュリティポリシーに即した取り扱いを行っているが、個人情報の取り扱いを行う以上、紛失・盗難といったリスクを最小限に抑える必要がある。	135 頁
意見 18	市民税課	個人市民税	同規模の市や大阪府下の市町村の市税条例、市税条例施行規則等も参考として、減免要件を検討すべきである。	136 頁
結果 1	市民税課	個人市民税	減免割合は、居住する家屋又は家財について受けた損害の金額及び前年の総所得金額を基準として求められるが、うち火災を原因とした災害を被ったことによる被害の金額については現在の事務処理上、金額を把握していない。また、災害を被ったことによる被害の金額から控除すべき保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額についても同様である。	140 頁
意見 19	固定資産税	固定資産税	課税保留について、令和3年度の固定資産	160 頁

	課		税に係る土地 577 件の課税保留の要因はさまざまであるが、東大阪市の取り組みによって解消が見込まれるものについては解消に向けた取り組みを中長期的に計画し推進する必要がある。今後の課税保留の解消の計画立案に向けた情報収集をする等の具体的な取り組みが求められる。家屋 18 件についても同様である。	
意見 20	固定資産税 課	固定資産税	現状補助金等を財源として取得したと思われる償却資産を対象とした調査は実施されていなかった。補助金等を起点とした調査手法の計画・実施も検討すべきである。	160 頁
意見 21	固定資産税 課	固定資産税	課税保留等地方税法や条例等に具体的な規定がない取り扱いについて、現状は特に手順書やマニュアル等には落とし込みされておらず、過去からの実務慣行及び決裁に則って整理や手続が進められている。また、償却資産税についても積極的に調査を実施しているが、特段これらの調査方針や調査手法がマニュアル化されているわけではない。ノウハウや経験を継承し担当者の変更等に備えるとともに、属人的ではなく組織的かつ継続的な手続の実施を確立維持するためにもこれらの内容を織り込んだマニュアルを整備することが望まれる。	160 頁
結果 2	納税課	—	東大阪市税徴収事務提要（平成 26 年 3 月 31 日施行）について、作成途中となっている文章が散見された。2 年ごとに見直し、更新することと記載されているが行われていないため、既存の事務提要を更新するか、より実情に即したマニュアルを整備すべきである。	191 頁
意見 22	納税課	—	東大阪市税コンビニエンスストア等収納代行業務について同業務を実施できる事業者の登録が他に一社あること、また、今後の新規参入業者の入札への参加の機会	195 頁

			を設けるために、新規参入業者の調査及びコスト比較を実施するべきである。	
意見 23	納税課	—	東大阪市税電子マネー収納に係る基本契約について同業務を実施できる事業者の登録が他に一社あること、また、今後の新規参入業者の入札への参加の機会を設けるために、新規参入業者の調査及びコスト比較を実施するべきである。	196 頁
意見 24	納税課	—	東大阪市コンビニエンスストア収納に係る基本仕様書第 11 条には、受託者への定期検査を行う際の通知、実施、報告について規定されている。しかしながら、当該規定に基づく検査は実施しておらず、検査が必要と想定される事例についても特に想定することはないとのことであった。実際に検査が必要となる事故も起こりうることから検査が必要と想定される事例について検討しておくべきである。	196 頁
意見 25	納税課	—	東大阪市電子マネー収納に係る基本仕様書第 11 条には、受託者への定期検査を行う際の通知、実施、報告について規定されている。しかしながら、当該規定に基づく検査は実施しておらず、検査が必要と想定される事例についても特に想定することはないとのことであった。実際に検査が必要となる事故も起こりうることから、検査が必要と想定される事例について検討しておくべきである。	196 頁
結果 3	市民生活部 市民生活総務室 日下行政サービスセンター	—	日下行政サービスセンターにおいて監査人が収納金等内訳書を通査したところ、担当者印漏れ 1 件、所長印漏れ 1 件が認められた。	210 頁
結果 4	市民生活部 市民生活総務室 布施駅前行政サービスセンタ	—	布施駅前行政サービスセンターにおいて取次ぎを行った現年度分の申告書及び添付書類の簿冊が一部鍵のかからない棚にて保管されていた。当該資料は、東大阪市情報セキュリティポリシーにおいてレベ	211 頁

	一		ル1に該当する情報である。施錠ができる環境での保管が必要である。	
意見 26	市民生活部 市民生活総務室市民生活総務課	一	業務の軽減・効率化、カウントミスの防止の観点から、現金カウンターの導入を検討すべきである。	212 頁
意見 27	市民生活部 市民生活総務室市民生活総務課	一	各行政サービスセンターを所管する市民生活部においては、行政サービスセンターのマニュアルの使用状況を把握するとともに、マニュアルの趣旨を逸脱するような修正が行われてないか、市民生活部が提供したマニュアルにおいて実施しなければならないとされたルールが適切に遵守されているかどうか、定期的に確かめる必要がある。	212 頁

以上